

保育実施児負担金(保育料)徴収基準

(月額、単位:円)

階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上
多子カウント 18歳未満から 多子カウント小学校就学前から	第 1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	無償化	0	無償化	無償化
	第 2	市町村民税非課税世帯	無償化		無償化		
	第 3	所得割課税額 48,600円未満	19,000 [7,000]		16,000 [6,000]		
	第 4-1	所得割課税額 57,700円未満	24,000 [7,000]		21,000 [6,000]		
	第 4-2	所得割課税額 77,100円未満					
	第 4-3	所得割課税額 97,000円未満					
	第 5	所得割課税額 169,000円未満	39,000		36,000		
	第 6	所得割課税額 301,000円未満	46,000		43,000		
第 7	所得割課税額 397,000円未満	50,000	47,000				
第 8	所得割課税額 397,000円以上	52,000	49,000				

【以下に当てはまる場合は、保育料が軽減又は免除される場合がありますのでご確認ください。】

- ①18歳未満の児童を3人以上扶養している世帯で、第3子以降で3歳未満児は無料とする。
- ②保育所等に同一世帯で入所している場合、2人目以降が3歳以上児の場合は2人目以降無料、2人目が3歳未満児の場合は2人目が半額、3人目以降は無料とする。
- ③第2階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童の2人目以降は無料とする。
- ④第3階層、第4-1階層に該当し、児童を2人以上扶養している場合、入所している児童が2人目の場合は半額、3人目以降は無料とする。
- ⑤母子家庭等で第2階層から第4-2階層に該当する場合、入所している児童が1人目の場合は[]の額とし、2人目以降は無料とする。

※別途、実費徴収となる給食費等は保護者負担となります。

※副食費の多子減免によるカウント方法は保育料の多子減免によるカウントに準拠します。